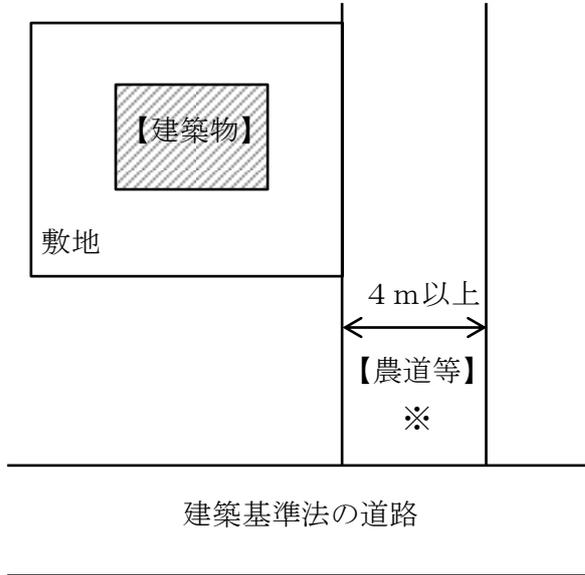


四日市市建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準

平成31年 3月25日

○省令第10条の3第1項第1号に該当する場合



<認定基準>

【農道等及び建築物の敷地】

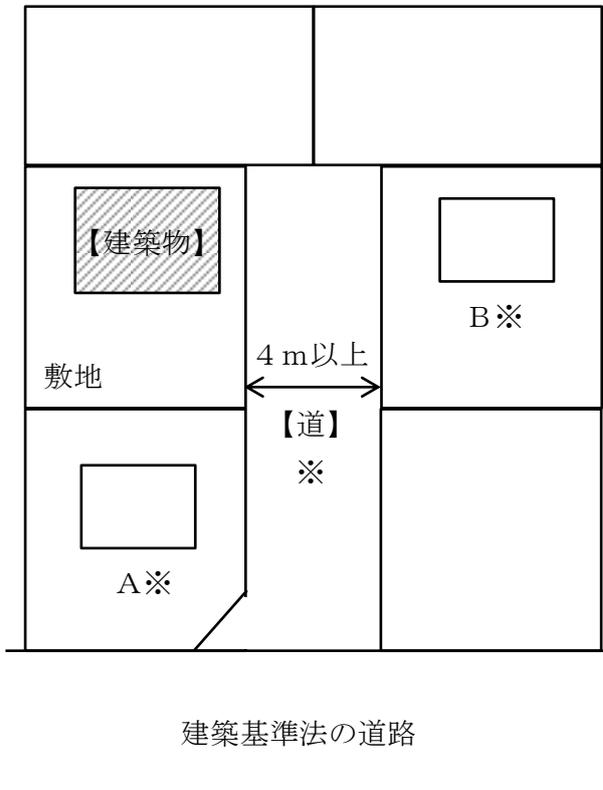
認定基準第1. 1の各号に定める基準を満たすこと

【建築物】

認定基準第1. 2の各号に定める基準を満たすこと

※農道等は、農道整備事業、土地改良事業等による道、河川若しくは海岸の管理用通路又は国等が管理する道をいう。

○省令第10条の3第1項第2号に該当する場合



<認定基準>

【道及び建築物の敷地】

認定基準第2. 1の各号に定める基準を満たすこと

【建築物】

認定基準第2. 2の各号に定める基準を満たすこと

※道は、位置指定道路の基準に適合する道をいう。

※A及びBは、適用時から現に立っている建築物を示す。